<特集に寄せて>

水事業の自由化

Liberalization of Water Industries

井手慎司

滋賀県立大学*助教授

SHINJI IDE

Associate Professor, the University of Shiga Prefecture

第3回世界水フォーラムが本年3月16日から京都,大阪,滋賀で開催される.周知のとおり,今回の水フォーラムの最大のテーマの一つが水事業の自由化である.本誌では,水フォーラムの開催にあわせて,現在,水事業に携わる関係者の最大の関心事である同テーマを特集として取りあげる.

しかし,水事業の自由化は,水フォーラムだけのテーマではない.以下の特集で,島田が詳しく解説するように,世界的な,公益事業の自由化(民営化)という大きな潮流に乗った動きである.

水事業の自由化(民営化)の利点として一般に挙げられるものは,民間企業における「競争原理」の(独占的)公益事業への導入である.それによって水事業経営の効率化やコスト削減を目指している.それ以外にも「民間活力の導入」という,公益事業への民間企業の経営ノウハウや資金などの注入に期待する論調もある.しかし,民間活力とは,企業間の競争原理によって培われてきたものであり,広い意味では,やはり競争原理の導入と捉えることができだろう.

わが国においても,2002年4月の改正水道法の施行により,水道の技術業務の第三者への委託が可能となった.国内の水事業も,より自由化(民営化)が進んだ暁には,激しい国際競争の波に飲み込まれることになる.関連業界の再編や統合へとつながる大きな問題である.

しかし「民営化」という言葉を詳細に検討すると、

水事業民営化の先進国であるイギリスやフランス,ドイツなどにおいても,かならずしも狭義の民営化を意味するものではない(海外の事例については,以下の特集で島田や齊藤,藤原の論議が詳しい.)公益性や公共性が強いためであろう,水事業においては,部分的な民間委託や PFI など,むしろ Publicと Private のパートナーシップ事業(PPP)と呼べる事例がほとんどである.水事業においては,官民の協力のもと,公益性を維持しつつ,いかに民間の競争原理を取り込むかが課題となっている.

しかし、齊藤が指摘するように、民間活力の導入がそれだけで水事業経営の効率化を約束するものではない、競争を監視する体制と、適正な競争を担保する環境の整備が必要である。そのために水事業民営化の先進国では、さまざまな競争の手法が工夫されている、競争の手法とは、別の観点から捉えれば、Public と Private 間で、いかにコストとリスクを分配するかという問題である。さまざまな民間委託の形態も、そのことを物語っている。

わが国における水事業民営化の将来を占う上では,海外の事例とともに,先行している,電力や鉄道,ガスなどの公益事業における民営化(齊藤の論議)が参考になる.

また,より具体的に,日本における,下水処理場における発電のPFI事業として,中里の東京都森ヶ崎水処理センターの事例,浄水場の維持管理業務委託としては後藤の群馬県太田市の事例が興味深い.

(敬称略)

*〒 522-0057 彦根市八坂町 2500 番地 TEL:0749-28-8276 FAX:0749-28-8477 E-mail:ide@ses.usp.ac.jp